

西宮酒ぐらルネサンスと食フェア事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮の日本酒の伝統文化・食文化の発信と食産業の振興・観光振興を目的として、酒造界等の産業界が中心となって実施する西宮酒ぐらルネサンスと食フェア事業(以下「ルネサンス」という。)に要する経費の一部を補助することに関し、「補助金等の取扱に関する規則」(昭和57年西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱の補助対象者は、酒造会社、その他の市内企業及び西宮商工会議所等で構成する、西宮酒ぐらルネサンスと食フェア実行委員会(以下「実行委員会」という。)とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、実行委員会が毎年定めるルネサンスの事業計画に基づいて実施するイベント事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、前条のイベント事業を実施するのに必要な経費のうち、会場設営、会場警備及び市長が必要かつ適当と認める経費とする。

(補助金の交付基準)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費の合計額の10分の10以内(ただし、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 気象条件や天変地異など、主催者の責めによらない不測の事態により、補助事業の一部又は全部が中止となった場合は、既に執行済みの経費又は社会通念上取り消すことができない経費のうち、補助金対象経費にかかる補助金部分については、交付対象とする。

(補助金の交付申請及び実績報告等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金規則に基づき手続きを行うものとする。

(その他)

第7条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。